

## 第 2 2 期 第 2 2 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年4月20日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	東 田 義 廣
	〃	冨 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠 四 郎
	〃	木 村 慶 造
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	二 本 柳 勝
	〃	竹 林 雅 史
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	総括主幹	清 藤 真 樹
	主幹	東 野 敏 次
	三戸地方水産事務所 所長	田 村 直 明
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平

#### 4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）  
原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規  
操業承認について  
申請どおり承認することに決定された。

#### 5 議事の経過

##### 会 長

それでは、予定されている委員の皆様がお揃いでありますので、ただ今から、第22期第22回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第22回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項5件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

##### 委 員

（「異議なし」の声あり。）

##### 会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、松下委員と宮野委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。  
事務局から説明をお願いします。

##### 長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは説明いたします、議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったもので詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは議案第1号について、補足説明させていただきます。

資料の方、1枚おめくりいただいて、2ページ目以降を御覧ください。

いつものように漁業種類、それから漁業を営む者の資格、許可、または起業の認可をすべき漁業者の数について御説明させていただきます。

2ページ目は、うに潜水器漁業でございます。

八戸市に住所を有する者ということで、八戸みなと漁協の組合員ということになっております、許可すべき漁業者の数は1人ということでございます。

続いて、3ページ目を御覧ください、小型いか釣り漁業、するめいかでございます。

山形県の県外漁業者ということで、今回、追加で1隻ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしく願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

ありませんですか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

## 会 長

それでは、ないようでありますので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

## 会 長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

はい、会長。

## 会 長

はい、局長。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

いか釣りの承認漁業における相続、承継、代船等にあたらぬ新規操業承認については、本業、餌料用ともに、資料は前後しますが、資料3の1(1)表中の力にあるとおり、この内規において「委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合」に該当するかどうかを御審議いただく必要があるとされております。

戻りまして、資料1を御覧願います、去る2月6日付けで発動された委員会指示に基づき、今回、資料1のとおり、泊漁協から自家用釣餌用の新規申請が1件ありました。

これは、漁業経営の安定を理由とするもので、漁協からの副申により適格であることが確認されております。

次に資料2を御覧ください、令和4年度いかつり承認件数と今年度の申請件数を比較した表になります。

東部管内においては、昨年の承認件数に比較して、本業においては減少傾向にあり、事業用は同数となっておりますが、今回、申請のあった餌料用につきましては、釣られるスルメイカは少量であり、資源に影響を与えるものではなく、また、沿岸漁業の振興等に寄与すると事務局では判断しており、今回の新規申請について、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長

次に県から説明をお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

この件につきましては、県から補足説明はございません。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしという声でありますので、今回、申請のあった新規操業を認めることにしたいと思います。御異議ございませんか。

## 委員

(「異議なし」の声あり。)

## 会長

それでは、そのとおりと決定し、承認することといたします。

以上、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の「知事管理漁獲可能量の変更について(報告)」を県から報告願います。

## 水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

## 会長

はい、清藤総括主幹。

## 水産振興課 清藤総括主幹

それでは、特定水産資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、御報告させていただきます。

これから説明するのは、既に漁期が終わっている令和4管理年度の精算の話になります。

お配りしております報告資料の1を御覧ください。

令和5年3月3日及び同年3月24日付けで、県は漁業法16条5条において準用する同条4項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

3月3日付けで公表した変更内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が377.6トンから16.9トン減って、360.7トン、30キログラム以上の大型魚が589.9トンから1.1トン減って、588.8トンとなっております。

また、3月24日付けで公表した変更内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が360.7トンから13.8トン減って、346.9トンとなっております。

これらは、国からの要望調査があり、くろまぐろ協定管理委員会の回答を受けて、国の調整等に基づき、本県の漁獲可能量を他の都道府県に譲渡したものです。

なお、これらの計画変更については、法16条5項で準用する同条2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会の事前諮問をせず手続きし、手続き後に報告する旨、令和4年1月13日付け青水振1312号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

説明は以上です。

## 会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

御質問等、ありませんですか、ないですか。

東田委員。

## 東田委員

県にお聞きしたい。

このマグロの枠というのは、どうすれば取れるのかな、マグロの枠。

割り当て、どうすれば取れるのかな。

白糖の組合は全くねえわけさな、今までは。

昔は結構、白糖の組合は水揚げもあったわけさ、今、当分、水揚げがないわけさ。

それでも、ポツポツ水揚げがあっているわけさ、それで、全く、配分がねえわけさ。

これ、何とかして、幾らかでも配分してもらおうことできないかな？

## 会 長

清藤総括主幹。

## 水産振興課 清藤総括主幹

配分の仕方について御説明いたします。

まずは国際的な資源管理委員会がありまして、そこから日本への配分が決まります。

その後大臣管理区分、知事管理区分と分かれて、青森県に配分されてきます。

その中から、県としては、協定管理委員会の方に配分するということになります。

協定管理委員会の配分については、一応、県としては案を出しますが、協定委員会の管理委員会の中で決めてください、という形になっています。

これは、融通とかの自由度を高めるためにこのような制度にしています。

この最初の配分については、ある年限の実績値を基にそれぞれ配分しています。

昨年、令和3年度、国際的に大型魚15%程度、増枠しましょうということで、日本に増枠が認められました。

これに合わせて、これまで0.1トンとか、実績のなかった漁協に対しても1トンずつ配分するようにしています。

まずは、これを取っ掛かりとして、その使い方とかを、今後、配分の考え方に反映させて増やしていこうということを考えています。

勿論、国際的な配分が増えないと、なかなかその原資というものがないので、配分というのはしづらいんですけども、実績値に基づいてメリット措置などを県内でもやっていくという方向で進んでいます。

令和4管理年度から令和5管理年度の間に国際的に増枠が認められなかったので、

令和4管理年度と同じ原資で同じような考え方で配分するというので、今年度は、調整しているところです。

来年度以降、また、国際的に資源が増えた、増枠するという事になれば、また、その配分方法については、皆さんと協議しながら、これまで配分がなかったところ、漁場が出来つつあるところなどを考えながら、配分していく予定になっています。

以上です。

## 会 長

東田委員。

## 東田委員

もうちょっとお伺いします。

青森県に配分されている枠なんだけども、結局、その地域、地域によって、結局、水揚げのないところがあるわけだ、枠、もらっても。

よそを聞いてみれば、結構余っているわけさ、その余った枠をこの県内の何にも枠のないのさ、ちょこっと上がったら持ってくる事出来ないか、これ、配分。

## 会 長

清藤総括主幹。

## 水産振興課 清藤総括主幹

勿論、使っていない県からの融通というのは、国が仲介になって・・・

## 東田委員

いや、使っていない県じゃなく、青森県さ配分されたの。

青森県に配分されたべ、それで、各組合にあれだべ、配分しているべ。

それで、各組合でもって、水揚げのないところ、配分の枠が、トン数が余っているわけさ、その余ったものを、水揚げのある組合に配分のやつを持ってこれないかって聞いているのさ。

## 会 長

清藤総括主幹。

## 水産振興課 清藤総括主幹

それは、協定管理委員会の中で融通という方法がありますので、それぞれの組合同士でやり取りをしていただくということをしております。



会 長

東田委員。

東田委員

各組合でもって、組合長と相談すれば、多少は出来るわけだ。

会 長

清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

できます。

東田委員

分かりました、以上です。

会 長

他に御質問、ありませんか。

ないようですので、続いて、②の「令和4年度青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験結果について」を県から報告をお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、報告事項2「令和4年度青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験操業結果について」報告させていただきます。

資料を1枚めくっていただいて、裏の方を御覧ください、二つの表になっておりまして、上の表が令和4年の操業結果、参考として、下には令和3年の操業結果を記載しております。

まず、表題のところ、今回、令和4年度は、受託者が2名でしたので、2隻合計で作成しております。

なお、令和3年も同様でございます。

表は、左の方から、各月ごとの延べ日数、漁獲尾数、それから漁獲重量、サイズ、金額、有漁日数、有漁率と分けております。

延べ日数につきましては、令和3年は120日に対しまして、令和4年は137日となっております。

なお、令和4年度ですが、受託者の1人が怪我の治療のため操業を休止したことから、10月以降は1隻のみの操業となっております。

漁獲尾数でございます、マダラにつきましては、令和3年は32,000尾ほど、令和4年は19,000尾ほどとなっております。

キチジにつきましては、令和3年は13,000尾、令和4年は33,000尾となっております。

メヌケは、令和3年は394尾、令和4年は366尾となっております。

マダラが1日当たりでどれくらい獲れているかと言いますと、令和3年は約260尾、令和4年は約143尾ということになっております。

次にマダラ率ということで、マダラ、キチジ、メヌケの3種類に限った場合のマダラの獲れる率を算出しております、令和3年は69.7%、これに対し、令和4年は45.6%となっております。

続いて、漁獲重量ですが、令和3年はトータルで127トン、令和4年度は107トンという形になっております。

サイズでございます、令和3年は、マダラが2.35キログラム、キチジ470グラム、メヌケ3.76キロとなっておりますが、令和4年は、マダラは3.01キロ、キチジ490グラム、メヌケ6.06キロというふうになっております。

次に有漁率ですが、出港して空振りがなく操業できた率というのですが、マダラにつきましては、3年度で98%、4年度で99%と、行けば殆ど獲れるということになっております。

次のページを御覧ください、どの場所で操業していたかというものを図面上にプロットしております。

令和4年度、令和3年度のマダラ、キチジ、メヌケ、それぞれ試験期間を通しての操業場所として、横に太目の線が2本引いてありますが、この範囲内で試験操業をすることになっており、全て範囲内で操業されていることが示されております。

報告は以上ですが、なお、今年度につきましても、これまでと同様に試験をやることとしておりまして、現在、事務手続きの準備中でございます。

県からの報告は以上でございます。

## 会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

質問等はありませんですか、ありませんですか。

ないようですので、続いて、③の「第39回太平洋広域漁業調整委員会について」事務局から報告願います。

## 出町主幹

はい、会長。

## 会 長

出町主幹。

## 出町主幹

それでは、報告資料の3を御覧ください、第39回の太平洋広域漁業調整委員会の概要ということでございます。

開催されたのは、先月、3月15日、1時半からということで、場所は、東京なんですけど、今回については、参集とWebということで、併用して開催しております。

うちの方からは、竹林委員が県庁の北棟4階においてWeb開催ということで出席しております。

会議の概要なんですけど、1枚めくってもらった2ページから3ページ目にかけて、主だった発言を私なりにメモしたものを書いているんですけども、今回も遊漁者に対する委員会指示というのもあった経緯もあるんでしょうけども、その遊漁者の参考人の意見というのが、冒頭長々とあって、自分たちの立場の話をずっと喋ってあったんですけども、それに対していろいろ意見交換があったということで、後でこれをゆっくり見てください。

議題としては、今言ったとおり、クロマグロの遊漁に関する委員会指示というのと、キンメダイに関する委員会指示ということで、それぞれ4ページ目にマグロの委員会指示ということで。

今回、3年目になるんですけども、変わったところだけ言いますと、2の(2)のイということで、水産庁への報告というのが、去年までは10日以内に報告というものを5日以内と、これ、要は迅速にしないと、次の方の漁獲時期が月ごとにトン数が定められているので、これ、悠長にしていると、ガタガタ、ガタガタと崩れちゃうというのが去年も何かあったみたいで、速やかにそこは迅速化を図るということらしいです。

その表のところの「概ねうんぬん」という文言を今年追加しています。

指示の有効期間というのが、今年の期間ということで、今の4月1日から3月31日までということで、枠としては、去年同様、年通して40トン。それを各月ごとに割り振って行って、12月まで行って、まだ残っていれば、1から3月までかけて使ってもいいよということになっています。

それから次の6ページ、キンメダイなんですけども、これについては、去年までと全く同じ内容で日付だけ変わっています。

中身、本県には、全然関係のない委員会指示ですので、興味がある方は、後でゆっ

くり御覧ください。

その他としまして、令和5年度水産庁の資源管理関係予算ということで、8ページ以降に全部コピーを付けて載せていますので、後でもゆっくり御覧ください。

それから、その他としまして、次回以降の委員会の開催方法ということで、これ、水産庁から示されたんですけども、これまで、10月、11月のあたりの秋口と3月の春の年2回ということで、定型的に委員会が開かれていたんですけど、今後については、資料送付のみに留めるとか、コロナとかもあたりもしたんですけども、その事案、事案によって、流動的にその辺は会議のあり方については、検討してやっていきたいと。

だから、次の委員会も10月、11月に必ずしも確約されたものではなくて、委員会に召集して諮ってやらなきゃいけないような事案があればやるんですけども、そうでなければ資料送付だけで終わるかもしれないと、その辺は、まだ分からないという形でこれからは進めたいという説明がありました。

広域の委員会については以上です。

## 会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

御質問等はありませんですか。

局長。

## 長根事務局長

すみません、資料のタイトル「39回」が正解ですので、訂正のほど、よろしくお願ひします。失礼いたしました。

## 会 長

それでは、御質問もないようですので、続いて④の「令和5年度年間計画について」事務局から報告願ひします。

局長。

## 長根事務局長

報告資料4を御覧ください、左側が東部海区の委員会になります。

年間を通しまして、ほぼ毎月開催となります。

今のところ、9月の開催の予定はございませんが、県からの諮問等があれば、開催する可能性もございます。

内容につきましては、4年度の漁場計画に係る関係の協議会、公聴会を除いた内容とほぼ同じとなっております。

ただ、6月に免許、漁業権の免許の関係の案件が一つございます。  
ほぼほぼ同じとなっております、以上です。

## 会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたら  
お願いします。

ありませんですか。

質問もないようですので、続いて⑤の「令和5年度農林水産関係職員の配置につい  
て」事務局から報告願います。

局長。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。資料5を御覧ください。

本委員会に直接関係する部分では、冒頭、水産振興課長及び課長代理に出席、挨拶  
いただきましたので省略いたしますけども。

下北の水産事務所、2ページ目ですね。こちらの、直接当委員会に関係ある副所長  
が泉田副所長に替わってございます。

あとは、ほぼほぼ4年度と同様となっております。

あと、参考までに産業技術センターの方の水産総合研究所に前事務局長の中田所長  
と。食総研の方には、新しく小笠原所長が就任しております。

以上です。

## 会 長

御質問、ありませんですか。

ないですか。

質問もないようですので、それでは、以上、これを持ちまして第22期第22回青  
森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時00分